

入院中の食事代について

■ 食事療養費標準負担額

区分		標準負担額
一般（住民税課税世帯）		1食 550円
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		1食 330円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月 の入院日数	90日以下
		91日以上※
住民税非課税世帯（低所得者I）		1食 130円

※ 91日以上の料金を適用する場合は保険者への申請が必要な場合があります。

※ 労災保険や国の定める公費負担医療に該当する方は、食事代の負担はありません。

付き添い食の申込方法について

1. 申込方法

申込用紙に必要事項を記入して、以下の要領に則って提出してください。

	提出先	提出時間	締切
平日	会計窓口	13:00~17:00	喫食希望日前日の 17:00
平日以外	時間外窓口		

※ 一食単位（朝 400円・昼 600円・夕 600円）で申込可能です。

※ 申込用紙は病棟食堂、会計窓口、時間外受付にあります。

2. キャンセル方法

申込用紙をご持参の上、上記の提出先へお申し出ください。

昼食は 11:00、夕食・翌朝食は 17:00 までのお申し出でキャンセル可能です。

療養病棟に入院する 65 歳以上の方について

療養病棟に入院する 65 歳以上の方は「居住費」が発生します。

居住費の金額は、患者さんの所得状況等によって変動します。

■ 65 歳以上の方

所得状況	1食あたりの負担額	居住費（1日）
現役並みおよび一般	550円	430円
指定難病等	330円	0円
非課税	区分II	430円
	区分I	430円
	区分Iで老齢福祉年金受給者	0円